

C B D C（中央銀行デジタル通貨）に関する関係府省庁・日本銀行連絡会議幹事会（第7回）
議事要旨

1. 日 時：令和7年11月18日（火）14:00～15:50

2. 場 所：財務省本庁舎4階第1特別会議室

3. 出席者：

【座長】

中西 佳子 財務省 理財局国庫課長

【構成員】

柳原 健	公正取引委員会 事務総局経済取引局調整課課長補佐（※）
鎌谷 陽之	警察庁 刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長
横山 玄	金融庁 企画市場局総務課信用制度参事官
西川 功	消費者庁 消費者政策課政策企画専門官（※）
木尾 修文	デジタル庁 参事官（戦略・組織担当）
森田 健史	総務省 大臣官房企画課企画調査第三係長（※）
芥 唯一郎	総務省 情報流通常行政局郵政行政部企画課貯金保険室長
猪股 直子	法務省 大臣官房参事官（民事担当）（※）
今井 誠	法務省 刑事局刑事法制企画官（※）
津田 夏樹	財務省 国際局地域協力課長（※）
村瀬 友哉	厚生労働省 雇用環境・均等局労働者生活課労働金庫業務室長補佐（※）
矢武 正行	農林水産省 経営局金融調整課経営専門官（※）
乃田 昌幸	経済産業省 商務・サービスグループ商取引・消費経済政策課長
清水 茂	日本銀行 決済機構局参事役

【オブザーバー】

芦田 光暉 個人情報保護委員会 事務局企画官

（※）は代理出席

4. 議事：

- (1) C B D Cを支える業務の全体像
- (2) 預金との共存

5. 議事要旨：

- 開会に際し、座長より挨拶が行われた。
- 議事「(1) C B D Cを支える業務の全体像」において、資料1に沿って事務局より説明を行い、その後構成員等より以下の発言があった。
 - ・ 政策目的次第ではあるが、仮にC B D Cを広くあまねく様々なところでアクセスできるような状態を確保しようとする場合には、規模やリソースが必ずしも十分ではないような地域金融機関もC B D Cエコシステムに参画する必要があると考えるが、それを可能にするような共通領域をどのように構築していくべきかも意識した検討が必要ではないか。
 - ・ 共通領域の議論については、仲介機関がそれぞれの判断で特定の業務を別の企業にアウトソースする方法や、アウトソース先が集約された結果として共通化されるといったケース、あるいはもともと準公共的な主体を作つて受託するやり方など、様々な在り方が考えられる。共通化することのメリットの大きさは、仲介機関の数にも依存するだろう。まずは業務の定義を議論する中で、その在り方や取り得る選択肢について検討していくことになるのではないか。
- 議事「(2) 預金との共存」において、資料2に沿って日本銀行より説明を行い、その後構成員等より以下の発言があった。
 - ・ C B D Cの導入が預金の減少等によって金融仲介機能や金融システムの安定に及ぼす影響、また、民間金融機関等のビジネスに与える影響について、十分考慮し、丁寧に検討するべき。
 - ・ 保有額制限については、金融機関において相応のシステム対応・負担が生じる可能性があり、とりわけ比較的規模の小さい金融機関の負担に留意が必要。
 - ・ 保有口座数の制限について、どのような主体がどのように管理するのか、そのコスト負担の在り方も含めた検討が必要ではないか。
 - ・ 保有額制限について、リアルタイムな管理まで求めるといった厳格さを追求するとシステム上過大な負荷がかかるため、政策目的に応じた制限の在り方が求められるのではないか。
 - ・ 保有額制限の仕組みを導入すると、個人の口座保有情報を管理する必要が発生する可能性がある。その場合、個人に関する情報の管理の在り方については課題も想定され、そのような重い仕組みを作ることの必要性について費用対効果という観点からも検討が必要ではないか。保有額制限の目的が銀行預金の急激な流出の抑制であれば、預金からC B D Cへの振替に一日あたりの上限を設けるという手法も考えられるのではないか。つまり、制限の在り方を検討する際には、達成すべき政策目的と制度やシステム整備のコストとのバランスの観点が重要ではないか。
 - ・ 自然人単位で保有口座数を制限する場合、ユーザーを特定する情報とそのユーザーが口座をいくつ保有しているか（または保有していないか）といった情報の管理をすることが想定されるが、その際、日本銀行はそのような情報のプールからは遮断され、仲介機関が情報を

確認することになるものと認識している。一方、個人情報のプール自体大きなものとなるので、その管理については費用対効果の観点も大事であるとともに、何らか技術的に洗練された方法があるのか模索していくことが必要。様々な選択肢を検討し、残った結果についてどのような方法を採用するかについては、システム的なフィージビリティのみならず、コストや負担の観点も考慮した上で決めるべきではないか。

- ・ 米国におけるステーブルコインの普及状況や、日本でもステーブルコインが発行され、3メガによる実証実験も始まるといった状況を踏まえると、ステーブルコインとC B D Cの関係についても更に意識しながら検討していく必要があるのではないか。
- ・ ステーブルコインを含む新たな形態のマネーとC B D Cとの関係については、わが国でも、C B D Cをバックアセットとしたステーブルコインのアイデアがあり、C B D Cがステーブルコインをサポートする姿もあり得ると認識している。
- ・ C B D Cは中央銀行が発行するマネーであり、民間事業者が発行するステーブルコインとは性質や期待される役割は異なる。現状では、ステーブルコインは暗号資産投資の待機資金としての役割や、クロスボーダー決済に用いられていることが多く、日常取引に使われる例は少ないと理解しているが、今後どのように展開していくのか注視していく必要がある。
- ・ ステーブルコインを含め、民間事業者が発行するマネーが安定的に決済に用いられることは歓迎されるものと考える。その一方で、それらがカバーしない領域はやはり存在し続けると思われ、ステーブルコイン等のデジタル形態の民間支払い手段が広がる中においても、これらがカバーしない取引の受け皿として、公的なデジタル決済手段を提供する必要性は残り続けるのではないか。
- ・ 現在は民間マネーがカバーしておらず現金でカバーしている領域を公的にどのようにカバーしていくのかという観点に加え、民間マネーの価値のアンカーが現金だけで良いのか、デジタル領域における価値のアンカーが必要ではないか、といった論点も検討することが適当ではないか。
- ・ 新しいお金が生まれる中で、「通貨の一様性」を担保するために中央銀行マネーとの交換容易性の確保が重要である。個別の金融機関の負債である預金が、みな「円」であると認識されているのは、容易に日銀券と交換できることで預金の価値が常に確認されていることが大きい。デジタルな世界で新たなマネーが次々生まれてくる可能性があるなかで、どのように一様性を保っていくのか、つまり、新たなマネーと中銀マネーの交換容易性をどの程度にデザインするのか、という点は重要。そういう文脈でも、デジタルな形態の中銀マネーが存在すること自体に意義があるとも考えられる。
- ・ 仮に金利が下がる局面となった際にはステーブルコイン発行主体の収益悪化も想定され、最悪の場合にはデジタル領域の支払い手段が縮退していくことも起こり得る。C B D Cはそうした場合でも決済手段としての役割を担うことになるのではないか。
- ・ デジタルユーロに関する欧州の規則案では店舗に対するデジタルユーロの受領義務や金融機関に対するデジタルユーロの取扱義務を規定しているが、日本の場合、取扱や受領を法律

で義務づけるということは馴染まないのではないか。わが国の実情やユニバーサルアクセスの観点を踏まえつつ、C B D Cの取扱を義務付けるといった対応を取らずとも、仲介機関がC B D Cを取扱うことで利得があるようなエコシステムを構築することが適當ではないか。

- 座長より、本日の議論を踏まえ以下の通り発言があった。
 - ・ 議事（1）では、安定した発行・流通を確保するためには、C B D Cのエコシステムに、各業務を担うプレイヤーが持続的に参加できること、すなわち、負担とインセンティブのバランスをよく意識して制度設計することが重要であること、着実な議論の進展のためには、それぞれの主体が担う業務について、具体的に検討しながら着実に解像度を上げることが重要であることが確認された。
 - ・ 議題（2）では、
 - 金融システム全体に関するマクロプルーデンス的観点からは、C B D Cの保有額制限を主軸とした検討が必要であること
 - 個別の金融機関に関するミクロプルーデンス的観点からは、保有額制限に加えて、個別金融機関の判断で、C B D Cの払出回数や払出金額に制約を設けることが考えられること
 - 保有上限額の水準については、一般論として、金融システムの安定のほか経済・社会情勢等を踏まえて設定することが重要であること
 - 利用者の利便性を大きく損なうと、政策目的を果たさないため、そのトレードオフを意識することが必要であること
 - 保有上限額を超えた受払いを行う際の対応として、オートスティング機能の付与が考えられるが、これに対する金融機関の負担の大きさに鑑み、一定期間の上限値超過を許容することも選択肢たりうこと
 - 保有上限額の管理単位については、複数の選択肢を視野に入れつつ、柔軟な対応を検討していくことが適當であること
- について確認された。
- ・ その他の意見として、仲介機関を小規模な事業者が担う可能性がある中で、業務を共通的に担う領域の可能性やその扱いについてなど、多くの示唆をいただいた。また、ステーブルコインとの関係を意識して進めていく必要があるとのご指摘があり、ステーブルコインとC B D Cとの役割について、あるいはC B D Cのあり方や意義・目的といった大所高所からの議論も行った。
- ・ この点については、今後の幹事会として、C B D Cの導入初期の姿についても念頭におきながら議論する中で、C B D Cの意義・目的も意識して進めていくこととし、ステーブルコインやその他の規制・決済手段との関係等、幅広い領域を俯瞰した議論を引き続き行っていきたい。

- 構成員の経済産業省及び財務省国際局からの申し出により、組織再編等に伴う構成員の変更について、資料3のとおり関係府省庁・日本銀行で一致した。

(以上)